

終活、というのもだいぶ定着してきましたが、実際にさ
れている人はまだ少ないようです。生前に相続についての
話し合いをしておくことは相続人たちにとっても良いこと
です。よく、争続などといわれたりもしますが、遺産分割
協議でまとまらない場合は、調停、それでも解決しなけれ
ば、裁判となります。

生前贈与する

相続が心配であれば、生前贈与することもできます。遺
産分割協議は被相続人のいないところで行われるわけです
から、そうなる前に贈与してしまいます。

遺言する

生前贈与できない財産の場合は、遺言を作成します。遺
言もその目的に応じていくつかありますが、公正証書遺言は
すぐに法的効力も持ちます。費用はかかりますが、相続に
は有効です。

相続人を確認する

子どもがいない人は、相続人を確認しておくことをおす
めします。故人の財産は相続人だから手続きできるわけ
ですが、頼りにしている人が相続人に該当しないというこ
とがあります。そうすると、その財産はどうすることもで

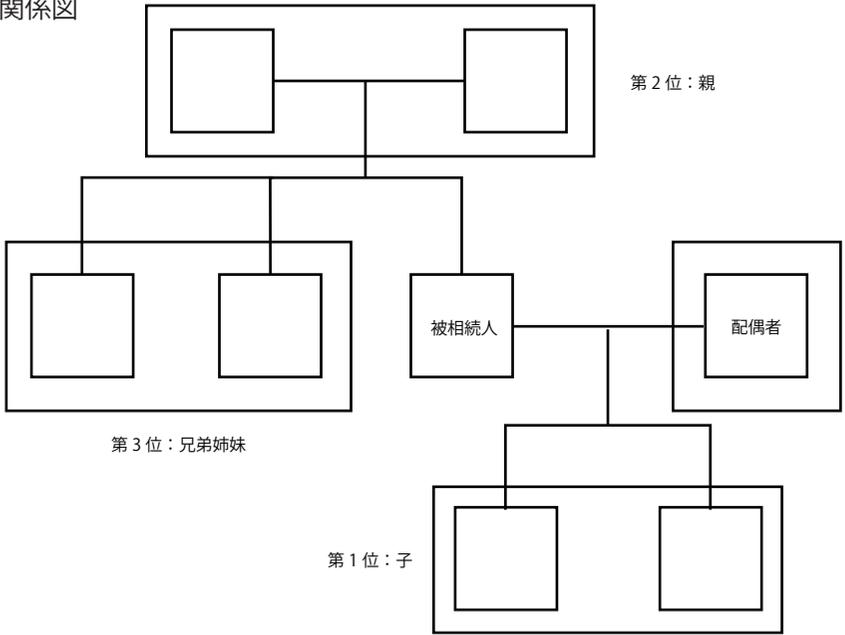
きません。相続人がいない場合は、遺言で遺贈することも
できますので、まずは相続人を確認しておきましょう。

相続についての無料相談

相続の手続きをお手伝いします。不動
産登記、相続税申告は提携の司法書士、
税理士と連携し、ワンストップで相続
の手続きを行います。相続についての
初回の相談(1時間くらい)は無料です。
相続になる前の相談も承っております。
成年後見、遺言などの相談も初回無料
で承ります。

行政書士菅原道明事務所

相続人の関係図



預金や金融資産は、各金融機関で手続きしますが、遺産分割協議書があれば一部の書類は免除されます。不動産は法務局で所有権移転登記する必要があります。相続人自ら手続きできませんが、司法書士に依頼するのが一般的です。宝石や美術品は名義変更は必要ありませんが、車や船舶も名義変更が必要になります。

相続手続きというと、まず頭に思い浮かぶのは相続税かと思えます。相続税は基礎控除といい、相続財産が、三千万円＋（六百万円×法定相続人の数）に満たない場合は申告が不要です。例えば法定相続人が妻と子ども二人の場合は法定相続人が三人で四千八百万円となります。この場合は相続財産が、四千八百万円未満なら申告不要となります。ただし、不動産の評価額は特殊な計算をしますので、心配なら税理士に依頼することをおすすめします。他にも準確定申告といい、死亡による確定申告が必要な場合もあります。

上手な相続

最後に、相続で困らないために注意することについていくつか上げたいと思います。

あらかじめ話し合いをする